

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第 24 号

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」（以下「本取実務対応報告」）に対するコメント

東京都品川区東品川 3-13-20-606
公認会計士 駒田浩志

本実務対応報告につき疑義がありますので、コメントさせていただきます。なお、コメントにおいてはベンチャーキャピタル（以下「VC」）を念頭に置いています。

◎本実務対応報告は、会計基準の変更ではないのか

目的に「その適用に関する取扱いをより明確にすることが必要ではないかという意見があることから」とあり、適用時期に「範囲に含まれるか否かの判定をすべき対象であることは連結原則等において明らかであり」、「支配力基準及び影響力基準の適用について、原則として実務上の取扱いをより明確にするものであることによる」とあります。

文言からは現行の連結原則等の確認であって、会計基準の変更ではないと読めます。

ライブドア事件が起きるまでは、日本の上場会社で投資事業組合を連結している会社はなかったと記憶しています。

投資事業組合を連結していない決算について今まで適正意見が付されていることから、現状の投資事業組合については支配力基準の判定要素に新たな事象が生じない限り、従前どおり連結しなくてもよいと解釈してよろしいのでしょうか。

もし、従前のものについても連結しなければならないとすると、過去の決算は不適正なものとなるのでしょうか。不適正でないとした場合、今後は従前のものを連結するべきであるという考えとどのように理論的整合性を取ればよろしいのでしょうか。

◎業務執行権で支配力基準を判定した投資事業組合を連結することが企業の経営実態を表すのか

VC が投資事業組合を運営する目的は、組合員の資金を運用してその対価を得ることにあります。また、一般に無限責任組合員または業務執行組合員である VC の投資事業組合への出資比率は高くなく、大半は組合員からの預かり資産です。

業務執行権で支配力基準を定めて投資事業組合を連結した場合、VC の連結財務諸表は、連結対象となる投資事業組合を除いた企業集団(以下「企業グループ」)に帰属しない損益が連結損益計算書に計上されることになり、企業グループのものでない資産が連結貸借対照表に計上されます。

連結損益計算書でみると、投資事業組合からの管理報酬は内部取引として消去されるため、企業グループの収益状況ではなく投資事業組合の運用成績が記載され、最終的に少数株主持分損益で調整されて、当期純損益のみが企業グループの状況を表していることとなります。つまり、企業グループとしては多くの収益を管理報酬で得ているにも関わらず、連結損益計算書では有価証券売却損益として表されることになり、企業グループが行っているビジネスモデルと全く異なることとなります。

投資事業組合の運用成績は投資事業組合の運用報告書に記載されるべきものであり、企業グループの業績として開示されるべきものとは思えません。

連結貸借対照表でみると、借方には預かり資産である組合員の資産が計上され、貸方にはその分少数株主持分が計上されます。自己資本比率算定において少数株主持分は除外されるため、同比率が大きく低下することとなります。同比率は、財務の安定度やレバレッジの度合いを測るために活用されますが、借方に計上されている組合員の資産から生じるリスク及びリターンは企業グループに帰属しないため、あまり意味のない比率どころか誤解を生じかねません。

また、有価証券報告書の有価証券に関する注記には、組合員の資産を含めた含み損益を開示することとなります。このため、当該注記をみても少数株主持分に帰属する額は不明であり、従前どおり全部展開方式で行っているときよりも実態が不明となります。

もちろん投資事業組合でなくても少数株主持分が存在しますが、一般に子会社は親会社の持分割合が高いため、その影響度は大きく異なります。

組合への出資比率ではなく業務執行権で支配力基準を判定することは、企業の経営実態を表していると言えるのでしょうか。

◎業務執行権で支配力基準を判定した投資事業組合を連結すると決算操作に使われるリスクが高いのではないか

業務執行権で支配力基準を判定すると、連結対象の間は投資事業組合の含み益は先に実現し含み損は先送りして運用成績を上げ、含み損しかなくなったときに業務執行権を辞退または放棄して連結対象から外すということが可能になります。

出資比率で支配力基準を定めれば、連結除外するために出資比率を下げる段階で持分の処分損という形で単体決算に影響しますので、上記のようなことをする意味はありません。

しかしながら、業務執行権で判定すると持分を処分する必要はありませんので、可能になります。

もちろん VC を本業としてやっているところは、業務執行権の辞退または放棄は事業存続に関わることなのでそのようなことはしないでしょうが、本実務対応報告では VC を特定しているわけではありません。そのため、まったく別の事業を行っている会社が、決算操作のためだけに投資事業組合を設立するという事態も想定されます。

今回の問題となった事件も、VC を本業としているところではなく、別の事業を行っている会社が起こしたものです。

以上、ご一考いただければ幸いです。